



キャッチボール
Catchiボール
二川ひでとし 県政ニュース

挑戦から前進
夢のある未来へ

ふたかわ 英俊
ひでとし

〒312-0033 ひたちなか市市毛1077 TEL: 029-273-6826 FAX: 029-276-6606
E-mail: futakawa_hidetoshi@mocha.ocn.ne.jp
URL ▶ <https://www.futakawa-hidetoshi.net>



年頭のご挨拶

新たな年がはじまり、本年が皆さんにとって幸多い年となりますことをお祈りいたします。

昨年新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、茨城県はもとより全国での様々な制限がかかる中、懸命に感染拡大防止、適切な医療提供体制の整備、経済活動の推進にご尽力いただきました全ての方へ感謝申し上げます。ワクチン接種の効果や県民の皆さんのご協力によって秋以降は比較的落ち着きを見せていましたが、年明け以降新たな感染株が広まっています。医療現場のひっ迫を回避するために適切な行動と感染防止策の徹底、感染時の重症化をできるだけ軽減するための追加ワクチン接種を推進し、必要な医療が適切に提供される環境の整備を行なうとともに、可能な限り社会経済活動を止めない努力をしていく必要があると考えます。

私たちの生活に大きな影響を与えている新型コロナ感染症ですが、正しく向き合い、適切な行動と対策によって一日も早い収束に向けて頑張っていきましょう。

私としても、行政が果たすべき役割を提言していくとともに、地域住民の皆さんが安心して暮らせる茨城、真の豊かさを実感できる茨城をめざし、これからも地域の声に耳を傾け、国・県・市町村が連携しそれぞれの役割を果たすことができるよう全力で取組んでまいります。

皆さんのこれまでのご支援に感謝申し上げますと同時に、今後とも変わらぬご支援とご協力、ご指導を宜しくお願いいたします。



令和3年度 第4回定例会開催

茨城県議会令和3年度第4回定例会が11月24日～12月9日の会期で開催され、条例の一部改正を中心とした議案が可決承認されました。また、議員提出による「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」が制定されました。

<改正・制定された条例>

(1) 森林湖沼環境税条例の一部改正

森林湖沼環境税が令和3年度末で課税期間満了になることに伴い、課税期間の延長を求める議案が提出され総務企画委員会、防災環境産業委員会、営業戦略農林水産委員会の合同審査会が開催され審議されました。

項目	概要
改正理由など	○平成20年度に導入した森林湖沼環境税は、今年度末で課税期間が満了 ○引き続き、森林や湖沼・河川の環境保全に資する施策を推進するため、課税期間延長を提案
背景・必要性	○これまで森林や湖沼・河川の環境保全に資する事業を実施した結果、一定の効果が上がっている ○一方、適切な森林整備と森林資源の循環利用を進めるため集約化を加速することや、霞ヶ浦の水質を悪化させないよう水質浄化効果が高い事業に重点化し、引き続き施策の推進が必要
内容	○税率の特例期間を令和8年度まで5年間延長
効果・影響	○税の活用により、森林や湖沼・河川の環境保全に資する事業を引き続き推進することで、これらの自然環境の公益的機能をより発揮できる状態としていくことが期待できる

※今回の条例改正は期間の延長を求めるものであり、森林湖沼環境税を財源とした予算措置とその配分を認めるものではありません。今後、適切な予算措置と事業内容について議論を進めていきます。

(2) 茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例

本条例はすべてのケアラーが自分らしい人生を歩んでいけるよう、ケアに伴う負担を軽減し、ヤングケアラーの教育の機会の確保を図るなど、ケアラーを社会全体で支え、県民誰もが生きやすい社会を実現しようとするものです。

[概要]

「支援の必要性の把握」「支援策の推進」「ケアラーに対する社会的な理解の促進」等に関し、県が市町村の主体的な取り組みを積極的に支援するとともに連携及び協力を図り、必要な施策を講じることとする。

※ケアラーとは…家族、身近な人その他の者に対し、無償でケアを行う者（18歳未満をヤングケアラーとする）

(3) 茨城県議会基本条例の一部改正

平成24年に制定された茨城県議会基本条例について、制定から8年が経過し社会情勢が大きく変化していることから、その見直しについて議会改革推進会議を設置し、昨年3月から議論を重ねてきました。

〔改正の概要〕

「県議会災害対策会議の位置付けなど、災害発生時の議会の対応」「県民参画による開かれた議会の推進」「執行機関との緊密な連携と情報共有を通じた議会の監視機能強化」「ICT技術を活用した効率的な議会運営」の項目に対し、新たな規定の整備を行なうもの。

今後も、社会情勢の変化に対応し、皆さんに身近で開かれた議会をめざしていきます。

□休日議会を開催

11月28日(日)、「休日議会」を開催しました。

休日議会は議会改革推進会議で議論され、県民の皆様は議会活動を身近なものとして感じていただき、その理解と参画を促進することが開催趣旨であり、「県民参画」を趣旨とするものとしては、都道府県議会として初の取り組みです。

本会議の開催に先立ち、県議会議員と高校生によるヤングケアラーに関する意見交換会を開催したほか、本県の未来を担う高校生たちの主権者意識の向上などにもつながるよう、県政一般に関する質問(一般質問)の傍聴をしていただきました。休日議会に関しては県民参画を促す効果が期待できる一方、議会開催に対する職員の負担増、費用面などを含めて今後の在り方を検討していく必要があると考えます。



□県政要望を実施

12月23日に大井川知事に対し、会派県民フォーラム、国民民主党茨城県連として県政要望を行いました。



□活動報告

各定例会終了後、地域のコミュニティーセンター等をお借りして、県政報告・意見交換会を随時開催しています。地域の皆さんの声をお聞かせいただく機会として、継続的に実施していきますので皆さんの参加をお持ちしています。

また、月に一度、仲間の協力を得て地域の清掃活動(ゴミ拾い)を実施しています。まだまだ範囲は狭いですが地域の環境保全の活動として今後も取り組んでいきます。



編集後記 ～新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと取り組んでいきたい～

④年が明け、新たな年が始まった。本年を充実した1年とすべく気持ちも新たに様々なことに取り組んでいきたいと思う④落ち着いたきを見せた新型コロナ感染症も直近では感染拡大の一途をたどり、収束の兆しは見えていないが、治療薬やワクチン接種の進展によって一日も早く安心して生活できる日常が戻ることを期待したい④行政にはこれまでの経験を実態を踏まえ、早期の対応を求めるとともに収束後を見据えた施策展開を望むものである④とある音楽イベントが地元開催から移転し、他の都市で開催されることとなった。様々なイベントが開催形態の変更や中止を余儀なくされ、これまでの努力によって地域に根差した文化や活動の継続が危ぶまれている④可能な限りコロナ禍以前の活動を継続できる環境の整備と、代替的なイベントの開催について行政と地域の連携が必要と考えるとともに、その推進に向けてしっかりと取り組んでいきたい(F)